

平成 21 年度第 1 回独立行政法人森林総合研究所本所入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成 22 年 3 月 16 日（水）森林総合研究所特別会議室	
委員	野村 修（財団法人建築保全センター審議役）宮原 正治（財団法人都市農山漁村交流活性化機構参与）二井矢 句子（弁護士）	
審議対象期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	
対象案件	総件数：30 件（抽出案件：5 件）	抽出案件・（抽出の理由）
	工 事	業 務
一般競争入札	6（2）	21（2）
随意契約	2（1）	1（-）
（議事） ① 委員長の互選 ② 平成 21 年 4 月～12 月の談合情報等への対応状況について ③ 抽出事案に係る説明、審議 ④ 委員会による具申、勧告について		発注工事一覧表及び発注業務一覧表の中から、以下の工事及び業務を抽出。 ・ A－1 棟放送設備改修工事（電気工事、入札参加数最多） ・ 木質バイオエタノール製造実証プラント施設建設工事（管工事、随意契約、契約金額が最大、不落随契） ・ 東北育種場複合多目的棟新築及び既存倉庫他 2 棟解体撤去工事（建築工事、高落札率） ・ 人工気象実験棟改修工事設計業務（設計業務、一般競争、契約金額最大、一者応募） ・ 関西支所太陽光発電施設整備工事設計業務（設計業務、一般競争、一者応募で不落、再入札、低入札価格調査）
議事概要	委員からの意見・質問	森林総合研究所の回答
①委員長の互選	委員の互選により、野村委員が委員長に選出された。	
②平成 21 年 4 月～12 月の談合情報等への対応状況について	個別の審議に入る前に、談合情報の対応状況について報告を受けることになっているが、説明いただきたい。 それでは、不適切だと判断して応札者を外す、応募しても入札資格なしと見なすこととすべき、事前の情報についてはどうか。	談合情報については該当ない。 該当ない。
③抽出事案に係る説明、審議 抽出案件（工事 3 件、業務 2 件）について説明資料により概要説明を行った。	・ A－1 棟放送設備改修工事 調査基準価格設定の基準について、1 千万以下というのは、どこに書かれているのか？ ・ 木質バイオエタノール製造実証プラント施設建設工事 1 者入札になった理由について、理由をどのようにお考えか？ ある程度発注者としては、これくらいの者は応募するのではないか	「独立行政法人森林総合研究所契約事務取扱規程第 17 条の基準及び取扱い等について」において、予定価格が 1 千万を超える工事又はその他の請け負い契約に関し、相手方となるべきものの申込にかかる価格によっては、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準を定めている。 木材からバイオエタノールを抽出するという最先端の技術開発案件であり、技術開発の要素が多く建設も高度でリスクもあるものになっている。その為、バイオエタノール製造施設の建設に一定のノウハウ等を有する業者にならざるを得なかったものと考えている。 これは非常に特殊なもので、技術の裏打ちがある業者でないとリスクが大きい。ということで当初

	という見込みがあるのではないかと思うのだが、その辺りはどうか？ 予定価格はどのように作ったのか？ 設計施工一体で出来る者に参考見積を取ったということか？ そういう業者は応募出来るのか？ 本件の場合も出来なかったと？ とすると、見積作成の業務を受けることによって競争を制限してしまった可能性がある。この不況期であれば、少なくとも3者位は応募できたのではないかという気持ちもあるので、参考見積作成の声を掛けることによって、若干制限的に働いたのかなと思ってしまう。気になるので確認をして頂きたい。声を掛けなかった業者の扱いをどうやったのか？ 了解した。見積書を出している業者を、そもそもどう選んでいるか。この手続とは別のところで行われているので、その部分の透明性はとても重要だと思う。 ・東北育種場複合多目的棟新築及び既存倉庫他2棟解体撤去工事 限られた地域での入札ということだが、参加資格等はどのように決めたのか？ 応札者が少なかったのは理由はどのように考えているか？	は総合評価方式を念頭にしていた。しかしそれでも一般競争に付すこと自体は可能ということで、一般競争で競わせた。結果としてはノウハウのある者が少なかったことから、こういう結果に至った。 予定価格は、私共が積算するのではなくて別の建設の業者に仕様書と概算金額を出してもらっている。 はい。 工事の場合、設計に携わった同じ業者は参加出来ない。 本件の場合も参加させてない。 担当の研究者が本日不在なので、回答は後日ということをお願いしたい。 (本件については担当の研究者に確認した上で、後日、回答することとしていたが、①本件はスギ残材等からバイオエタノールを生産するという最先端の技術開発案件であり、技術開発の要素が多く高度なノウハウを必要とするプラント施設建設工事であること。②一方、バイオエタノール生産の実績を有していなくても、類似の化学系のプラント施設建設の実績を有していればノウハウ(装置と装置の接続配管工事等)は共通であり発注仕様書等の作成が可能なことから、化学系プラント分野の実績を有する2者(この2者については、バイオエタノール製造施設の建設の実績がなく、応札の意欲も全くなかった)に作成を依頼したものであること。③なお、バイオエタノール製造施設に実績を有する者は日本で2者あるが、今回の入札に参加したのは、このうち1者のみであったこと。従って、発注仕様書等の作成を依頼した2者が本工事入札執行に何ら影響は与えていなかったものと考えられること。について各委員に報告、説明し、理解を得た。) 東北6県で、等級区分B・C・Dという参加資格で公告した。 1つは、建設業法で、建築一式工事の場合は5千万以上の工事については専任の監理技術者を置かななくてはならないが、東北管内でなおかつこの時期に盛岡でやれる業者が、限られていたものと考えている。専任の監理技術者が置けないので辞退
--	--	---

	予定価格の積算で、見積を取って金額を決めているところについては 6 掛けをしているが、これはこちらの積算の仕方としては一般的か？ そのような情報はどうやって集めたのか？ ・人工気象実験棟改修工事設計業務 応札してくる者が少ないということについては何か原因を考えているか？ もともとの設計事務所はどこか？ それだと、外の方が応募しにくいですね。北海道もそうか？ ・関西支所太陽光発電施設整備工事設計業務 低入札の価格調査について、何かで定めているのか？ 今回の監視委員会の案件の中に、太陽光発電設計業務はかなり沢山あるが、落札率を見るとかなりバラつきがある。規模の大小はあるが内容はそんなに変わらないと思うが何か理由はあるか？ 発注する条件を揃えるような事は誰がやっているのか？ 設計も工事もそうだが、ホームページを使ったり使わなかったり、たとえば本所で掲示をしたり区役所を使ったりと、業務内容等の違いで、ここに掲示するとか基準のようなものが何かあるのか？ 受ける側の意見の収集は行っているのか？	したいという者も、途中経過の中ではあったので、工事の発注が遅かったのもう少し早めであれば、監理技術者の設置も可能になり、応札者が増えたのではないかと考えている。 私どもが発注した工事の積算では当該の部分については 8 掛けが一般的だったが、地元の盛岡市などの状況を聞くと、岩手県内は予定価格の積算は 6 掛けでやっているということがあり、本工事も 6 掛けにした。従って予定価格が非常にシビアになっているのも事実である。 市役所等に行って具体的に設計担当者から聞いている。 先端技術の実験棟改修工事の設計業務なので、事前に研究者と契約担当者と綿密な打合せを必要としたこと、工事期間を十分確保する必要があることから、設計の業務期間を若干短くせざるを得なかった、結果として入札参加者には厳しい条件になったと考えている。 32 年前の話だが、今回の業務を受けた梓設計がほとんどの設計を受けている。 北海道は開発局が設計している。 「独立行政法人森林総合研究所契約事務取扱規程第 17 条の基準及び取扱い等について」の中で定めている。 北海道から九州に太陽光発電をやろうということで、補正予算を頂いてやってみたが、太陽光発電で全国的に取り組んでいる例は他にはないようで、地域性がかかなり出てしまったのかな、と考えている。 標準の仕様書はつくばの本所で作っている。 最低限はホームページに載せている。次に、農林研究団地の農林水産技術会議筑波事務所等に行っている。あとは事例により又は出先機関で掲示場所を決めている。 今後に向けて検討したい。
④委員会による具申、勧告	なし	